デモンストレーション審査項目一覧表

以下の項目について、実際のシステム画面を審査員に表示しながら操作・説明すること。
システム操作に必要な機器は提案者が準備すること。（スクリーンは組合側で用意する。）

機能要件一覧表No.	分類		項目		機能
					予算要求～予算査定～予算書作成・出力まで
52	03	予算編成	03	予算見積・査定共通事項	予算見積入力時に、前年度や前回までの内容を照会可能であり、複写し、積算内訳の変更、追記入力により、上書き修正も可能なこと。
68					要求書・査定書には、当初では、前年度予算額、本年度要求額、本年度査定額及び前年度比較増減が、補正予算では、補正前予算額、補正要求額、査定額及び補正前補正後比較増減が印刷できること。
69			04	予算見積	歳入は科目別見積書、歳出は事業別見積書の作成が可能なこと。
					調定起票～収入～歳入月計表の出力まで
137	04	執行管理	03	歳入管理	各課で随時の調定が可能であること。調定と同時に、債務者ごとの納付書の作成も可能であること。
138					各細節毎の収入・調定データを歳入月計表として画面表示、帳票出力できること。
141					出納部門で収入処理が行え、その際、科目の設定により、収入時に調定することも可能であること。
					支出負担行為起票～支出命令起票まで
122			01	共通	「負担行為番号」、「日付」、「件名」等で過去に作成した伝票を呼び出し、必要なところだけを修正して新たな伝票として印刷することができること。
148			04	歳出管理	支出負担行為、支出負担行為兼支出命令、物品購入伺（工事施行伺）、物品購入契約締結書（工事施行決定書）、支出命令、精算、戻入、科目更正の処理及びこれらに関する伝票発行が行えること。 ※ここで言う物品購入伺（工事施行伺）とは、地方自治法第234条（契約の締結）前の伺伝票であり、伺の決裁後、入札等を想定しております。通常の支出負担行為とは区別できれば名称にこだわりませんが、工事についても施行伺等、物品と工事についても区別できるようにお願いします。 物品購入契約締結書（工事施行決定書）とは、地方自治法第234条（契約の締結）を想定し、物品購入伺（工事施行伺）決裁後、入札等により債務者が決定した報告書類であり、通常の支出負担行為と区別できれば名称にこだわりはありませんが、工事についても施行決定書等、物品と工事について区別できるようにお願いします。
149					支出負担行為、支出負担行為兼支出命令、物品購入伺（工事施行伺）、物品購入契約締結書（工事施行決定書）、支出命令において、自動計算で端数処理した金額を直接入力で訂正できること。
153					消費税の直接入力が可能なこと。
					支払審査～審査確定～支払データ（全銀協データ）作成まで
161			05	支払業務	出納部門で、支払伝票（支出票、還付票）の審査処理（支払日、支払方法、控除額、支払区分の確定）が行えること。
162					支払準備（支払通知書、全銀協FDまたはEBデータ、各種照合リスト等の作成）が支払日・支払方法単位で処理可能であること。
163					審査済の伝票を支払日ごとに一括で支払確定させることが可能なこと。確定処理された支払が日計表に計上されること。
					決算・決算統計データ作成まで
202	05	決算統計	01	決算統計処理	財源充当は、決算統計上は経常臨時別、性質別（5表、14表等）に充当するため、予算編成とは分けて管理すること。
206					補助資料として、歳出性質別、歳入歳出目的別、臨時経常別、充当別一覧等が作成できること。
					地方公会計に基づく財務書類の作成に必要なデータの抽出まで
211	06	公会計対応	01	執行管理	「統一的な基準による地方公会計」に基づく財務書類の作成にあたって、固定資産台帳、仕訳帳その他帳簿書類作成に必要となるデータをCSV形式で出力できること。